ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千三百二十七億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千四百七十一億五千万円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆四千三百十億九千五十五万千二百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千四百七十億千九百十二万四千四百五十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年十二月二十日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭二厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭二厘三毛

十二　償還期限　平成二十三年三月二十八日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十二年十二月二十日

○財務省告示第十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年一月十一日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千九百三十五億八千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千四百十三億三千万円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆四千九百十九億六千七百八十四万五千三百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千四百十二億七百四十六万二千五百三十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年十二月二十七日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭三厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭四厘一毛

十二　償還期限　平成二十三年四月七日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十二年十二月二十七日

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３２２９号

横浜市港南区上永谷２丁目10番７号
債務者　佐々木康人
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林戸　孝行
4　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５号

神奈川県横須賀市久里浜７丁目26番９号　向日葵荘１Ｆ
債務者　佐藤　武春
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９４８号

千葉県流山市南流山８丁目19番地の１　ヴェルドミールＤ―102
債務者　上釜　正嗣
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷生　泰斗
4　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部